

送付6-3、9~11、14、15 陳情審査部分抜粋：
令和6年3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○林委員長 次に、そのほか、次に神田警察通りについて、本件に関する陳情は継続中の陳情、送付6-3、6-9から6-11、6-14、15の計6件です。関連するため一括で審査することとして、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

なお、前回は申し上げましたが、送付6-14の陳情につきましては、委員のみ陳情者名が分かる文書で配付しております。また、送付6-15の陳情書の添付の意見書は委員のみ配付しております。委員の皆様には、本2点について、取扱いに十分注意をお願いいたします。

それでは、執行機関から何か情報提供はございますか。どうぞ、部長。特にございませんと言ってくれば。

○印出井環境まちづくり部長 そうですね。特にないんですけども、よろしいですか。

○林委員長 ええ。休憩しますか。休憩。

午後7時25分休憩

午後7時25分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

執行機関から何か情報提供はございますか。

○印出井環境まちづくり部長 特にございません。

○林委員長 はい。委員の方、それでは……（「継続」と呼ぶ者あり）

○林委員長 ええ。これから取扱いです。委員の皆さんから、本神田警察通りに関連する6件の陳情についての取扱いは。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 継続で。それでは、継続審査と取扱いさせていただきます。

以上をもって、神田警察通りの陳情審査を終了いたします。